

市川三郷町宅配ボックス購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容を促進し、再配達削減による事業者の負担及び環境負荷の軽減を図るとともに、住民の日常生活の利便性を確保することを目的に、宅配ボックスを新たに購入し設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、市川三郷町補助金等交付規則（平成17年市川三郷町規則第38号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、宅配ボックスとは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 配達された物品を安全に管理できるものであり、運送業者からの宅配荷物の受取が常時可能である仕様の製品であること（リース、レンタル品及び自作のものを除く。）。
- (2) 鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能を有していること。
- (3) 本町の区域内に存する戸建住宅又は集合住宅に設置されるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの購入費（消費税及び地方消費税は除く。）とする。ただし、宅配ボックス設置に係る工事費、設置費、運搬費、附属品購入費は除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、この告示の適用日以後に宅配ボックスを購入し、本町の区域内に居住する者（以下「居住者」という。）又は本町の区域内に存する集合住宅の所有者又は管理組合の代表者（以下「管理者等」という。）のいずれかとし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居住者にあつては、第6条に規定する申請の日において本町の住民基本台帳に記録されている者であつて、自らが属する世帯全員が本町の町税を滞納

していない者

- (2) 管理者等にあつては、当該管理者等が本町の町税を滞納していない者
- (3) 宅配ボックスを設置する敷地又は住宅が自ら所有するものでない場合において、管理者等から設置の同意が得られている者
- (4) 当該補助対象宅配ボックスの購入に係る費用について、他の補助金の交付を受けていない者
- (5) 市川三郷町暴力団排除条例（平成24年市川三郷町条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 戸建住宅又は集合住宅に居住する者で、個人使用を目的とした宅配ボックスの設置 補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10,000円のいずれか低い額とする。
- (2) 集合住宅の管理者等で、共同使用を目的とした宅配ボックスの設置 補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は集合住宅の総戸数若しくは購入した宅配ボックスの扉数のいずれか少ない数に10,000円を乗じた額のいずれか低い額とする。

2 補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき1基限り若しくは所有又は管理する集合住宅1棟につき1回限りとする。

（助成金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市川三郷町宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、購入した日から購入した日の属する年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又はレシート（購入店、購入日、購入金額及び購入品名等が確認できるもの）の写し
- (2) 宅配ボックスの設置後の状況及び盗難防止機能を有していることが確認

できる写真

(3) 振込口座が確認できる通帳等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、市川三郷町宅配ボックス購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座への振り込みにより、補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業により取得した5万円(消費税及び地方消費税相当分を除く。)を超える宅配ボックスについては、金属製のものは3年、その他のものは2年を経過するまでは、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(第3号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の承認をする場合は、交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を市川三郷町宅配ボックス購入費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 補助対象者の要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(報告等)

第10条 町長は、補助事業の執行に関して必要があると認めるときは、申請者に

対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、同年 7 月 10 日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号 (第 6 条関係) (略)

様式第 2 号 (第 7 条関係) (略)

様式第 3 号 (第 8 条関係) (略)

様式第 4 号 (第 9 条関係) (略)